

金武中城湾港保安委員会・那覇港保安委員会 新型コロナウイルス関連会議 ～次 第～

日時：令和2年1月30日(木) 9:30～10:30

場所：那覇港管理組合 2階 大会議室

進行：沖縄県土木建築部港湾課

1. 開会あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・ 那覇港管理組合
2. 新型コロナウイルスに係る取り組み等について
沖繩総合事務局 (10分)
那覇検疫所 (20分)
那覇港管理組合 (5分)
中部土木事務所 (5分)
3. 連絡体制について・・・・・・・・・・・・ 港湾課 (5分)
4. 質疑・意見交換・・・・・・・・・・・・ 出席者 (15分)
5. 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 港湾課

司会

【委員会事務局】

沖縄総合事務局
港湾空港防災・危機管理課

沖縄県港湾課

那覇港管理組合

沖縄総合事務局
那覇港湾・空港整備事務所

随行者
(イス席)

随行者
(イス席)

沖縄県中部土木事務所

沖縄総合事務局
運輸部

厚生労働省 那覇検疫所

那覇海上保安部

農林水産省 動物検疫所
沖縄支所検疫課

第十一管区海上保安部
中城海上保安部

福岡出入国在留管理局
那覇支局 審査部門

沖縄県警察本部
警備部 外事課

福岡出入国在留管理局
那覇支局 嘉手納出張所

那覇警察署

農林水産省
那覇植物防疫事務所

沖縄警察署

沖縄地区税関

那覇市消防局

沖縄税関支署

浦添市消防本部

那覇港・金武中城港外国
船舶安全対策連絡協議会

沖縄市消防本部

出
入
口

一般社団法人
沖縄港運協会

那覇国際コンテナターミナル
株式会社

一般社団法人
沖縄旅客船協会

公益社団法人
沖縄県トラック協会

マスコミ

窓側

窓側

窓側

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する

関係閣僚会議（1月24日）における総理コメント

今般の中国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症については、本日未明、世界保健機関が、『国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態』を宣言する状況にはないものの、ヒトからヒトへの感染は認められ、中国以外の国においてはサーベイランスが重要との声明を発出しました。

感染症の患者については、昨日までに中国において571名の患者が確認され、タイ、韓国、台湾、アメリカでも患者が確認されるなど、患者数は増加しています。

我が国でも本日、2例目の患者が確認されました。こうした状況を踏まえ、政府としては、1月21日の関係閣僚会議で決定した対応方針を一層強化して取り組むこととします。

関係閣僚におかれては、検疫における水際対策の一層の徹底、サーベイランス強化のための国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるよう体制を整備すること、国民の皆様に対する迅速かつ的確な情報提供、在留邦人に対する現地大使館を通じたきめ細かな情報発信や必要な支援の実施など、国内における感染拡大の防止や在留邦人の安全確保に向けて、引き続き全力を挙げてください。

国民の皆様におかれては、過剰に心配することなく、一般的な風邪の予防策を励行し、落ち着いて行動していただくようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルスに関連した感染症について
関係省庁における対応状況一覧

1月28日（火）9時

（１）内閣官房

- ・ 1月23日、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」ポータルサイトを開設
- ・ 1月27日、首相官邸ホームページにて「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」を公開

（２）警察庁

- ・ 1月15日、警備第二課長を長とする対策室を設置
- ・ 1月26日、警備局長を長とする対策本部に改組

（３）消防庁

- ・ 1月16日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月26日、救急企画室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第一次応急体制）

（４）出入国在留管理庁

- ・ 1月25日、厚生労働省からの依頼を受け、中華人民共和国への渡航者に対する注意喚起のポスターを各出入国港の出国審査場等へ掲示

（５）外務省

- ・ 1月6日（1件）、8日（1件）、9日（2件）、14日（3件）、20日（2件）及び21日（2件）に感染症スポット情報を発出
- ・ 1月21日、中国に対して感染症危険情報レベル1を発出
- ・ 1月22日、感染症スポット情報及び感染症広域情報を発出
- ・ 1月23日、武漢市の感染症危険情報レベル1をレベル2に引き上げ
- ・ 1月23日、在中国大使館に対策本部設置
- ・ 1月24日、外務本省でタスクフォース立ち上げ
- ・ 1月24日、武漢市を含む湖北省全域の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
- ・ 1月25日、在中国大使館に武漢市在留邦人向けホットライン開設
- ・ 1月26日、外務省内タスクフォースを対策室に格上げ
- ・ 1月26日、湖北省滞在者の帰国希望調査実施
- ・ 1月26日、武漢に大使館職員を派遣

- ・ 1 月 26 日、日中外相電話会談

(6) 財務省

- ・ 1 月 17 日、税関に対し、武漢直行便の旅客に対応する職員はマスク等を着用するほか、うがい・手洗いを徹底するように指示
- ・ 1 月 20 日、税関に対し、武漢直行便に限らず、全ての中国からの直行便について、上記の対応を徹底するように指示

(7) 文部科学省

- ・ 1 月 6 日、大学病院に対し注意喚起を実施
- ・ 1 月 16 日、文部科学省関係機関に対して情報提供や協力要請等を実施
- ・ 1 月 21 日、関係閣僚会議後直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を開催し、文部科学省関係機関への情報提供や協力要請等を実施
- ・ 1 月 23 日、文部科学省関係機関に対する武漢市への不要不急の渡航の自粛に関して要請
- ・ 1 月 24 日、教育委員会や大学等に対し、手洗い等の感染対策を含めた注意喚起の事務連絡を発出。

(8) 厚生労働省

- ・ 1 月 6 日、自治体、医師会、検疫所に対し、中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1 月 17 日、自治体、医師会、検疫所、航空会社に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1 月 22 日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症について、協力を依頼
- ・ 1 月 23 日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について、協力を依頼
- ・ 1 月 23 日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力を依頼
- ・ 1 月 23 日、検疫所に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について依頼
- ・ 1 月 23 日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力を依頼
- ・ 1 月 24 日、出入国在留管理庁に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の周知等の徹底について協力を依頼
- ・ 1 月 28 日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症及び検疫感染症と定める政令を閣議決定

(9) 農林水産省

- ・ 1 月 24 日、所管する関係団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連し

た感染症対策に関する対応について（内閣官房）」ポータルサイト設置について周知

- ・ 1月27日、所管する業界団体等に対し、帰国希望調査（外務省）について周知

(10) 経済産業省

- ・ 1月24日、所管する業界団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房）」ポータルサイト設置について周知
- ・ 1月26日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人のみなさまへ（帰国希望者調査（その1））（外務省）」について周知
- ・ 1月27日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人のみなさまへ（帰国希望者調査（その2））（外務省）」について周知
- ・ 1月27日、大臣より帰国希望調査について中小企業関係団体等に周知

(11) 国土交通省

- ・ 1月16日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を発出
- ・ 1月20日、航空局から、武漢市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施について協力要請を発出
- ・ 1月21日、関係閣僚会議後、直ちに国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供、水際対策の徹底等について指示を発出
- ・ 1月21日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を発出
- ・ 1月22日、観光庁から、JNTO認定観光案内所に対し、感染対策に係る協力要請を発出
- ・ 1月22日、航空局から、武漢市からに加え、上海市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「質問表」及び「健康カード」の配布について協力要請を発出
- ・ 1月23日、航空局から、中華人民共和国から本邦到着便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を発出
- ・ 1月24日、関係閣僚会議後、国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供の継続、航空機内・船内における「健康カード」、アナウンスの中国全便への拡大などの一層の水際対策への協力、入国後に発症した外国人旅行者の医療機関受診についての宿泊施設への周知、空港・港湾職員の感染予防対策及びこれ

らの措置の確実な実施に向けた状況把握について指示を発出

- ・ 1月24日、海事局から、業界団体、外国のクルーズ客船会社の日本代理店等に対し、中華人民共和国発着の外航客船、クルーズ客船における船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を発出するとともに、各船舶での対応状況を個別に確認する取組を開始
- ・ 1月24日、港湾局から、港湾管理者及び業界団体に対し、検疫所との連携及び感染対策に係る協力要請を発出するとともに、厚生労働省に対し、クルーズ船の入港予定情報を提供。
- ・ 1月24日、航空局から、業界団体に対し、感染対策に係る協力要請を発出
- ・ 1月24日、観光庁から、宿泊業関係団体、関係自治体、観光協会、JNTO認定観光案内所、中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会に対し、感染症対策に係る協力要請及び旅行業協会に対し、外務省が湖北省全域の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことによりツアーの企画・催行について中止の要請を発出
- ・ 1月27日、港湾局から、港湾管理者に対し、CIQ官署等も含めた既存の関係機関会議を活用した情報共有等の実施に係る協力要請を発出するとともに、関係省庁等に対し、春節期間中のクルーズ船の寄港状況に係る情報を提供。
- ・ 1月27日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のためのチラシの配布を要請

(12) 環境省

- ・ 1月22日、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、新型コロナウイルスを始めとする感染症に係る廃棄物の適正な処理について、通知を発出

(13) 防衛省

- ・ 1月23日、所管する医療機関に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について、通知を発出
- ・ 1月24日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルスの感染予防の徹底等に関して、通知を発出

新型コロナウイルス関連対策

【那覇港での対策】

(沖縄総合事務局職員(港湾空港防災・危機管理課 課長補佐)による
確認)

日時：令和2年1月27日 11:40 頃着岸

場所：那覇港泊ふ頭8号岸壁 那覇クルーズターミナル

対象船舶：ノルウェー・ジェイド(定員2402人)

実施内容等：

●啓発ポスター掲示

旅客船ターミナル旅客船側入り口・・・1枚

CIQブース入口・・・1枚

CIQブース内・・・1枚

●サーモグラフィーによる体温確認

旅客船ターミナル旅客船側入り口・・・2台

(固定式1台、ハンディ式1台)

●感染者が発生した際の待機場所の確保

旅客船ターミナル内で個室を確保済み

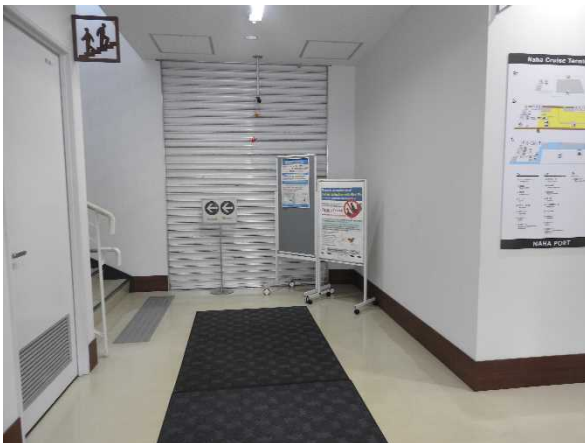
●検疫所の対応

啓発チラシを一人一人に配するとのこと。

●検疫所からのヒアリング

現時点で特段問題になっていることはない。

現地確認写真



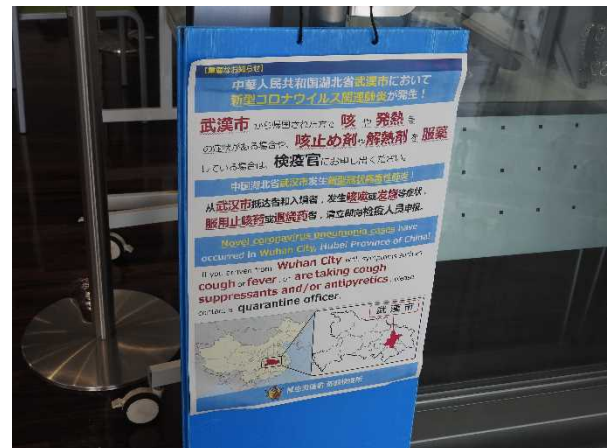
1階 ターミナル入口（全景）



1階啓発ポスター



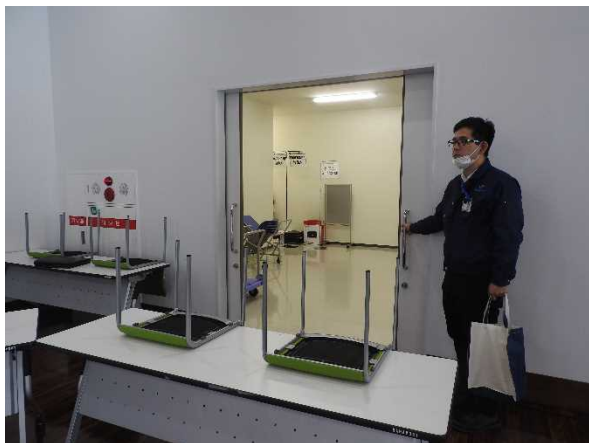
2階検疫所入口（全景）



2階啓発ポスター



2階 検疫場所内



患者待機場所入口



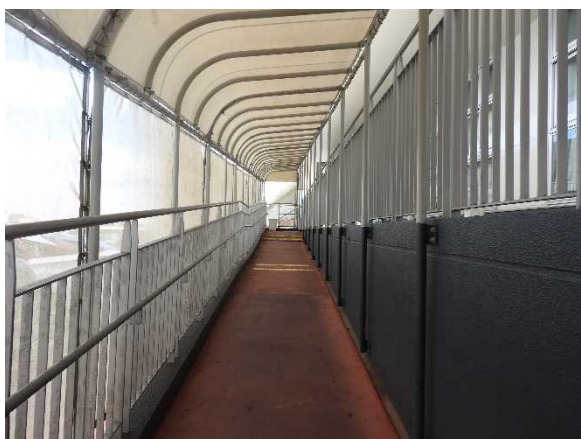
患者待機場所内



固定式サーモグラフィー



ハンディ式サーモグラフィー



消毒マット（全景）



消毒マット

これまでに実施している検疫所の対応

＜船舶に対する追加の対応＞

- 1 那覇クルーズターミナル内および検疫検査場へのポスター掲示による注意喚起および自己申告の促進を図る。
- 2 有症者が発生した場合は、中国武漢市への渡航歴、滞在歴を聴取する。該当ありの場合、現時点では拡散防止の呼びかけと早めの病院受診を促す。
- 3 中国（香港、マカオを含む。台湾は除く。以下同じ。）から到着するクルーズ客船について、検疫所への申告を促す「船内アナウンス」を行うよう依頼。
- 4 中国から到着するクルーズ客船内にて、体調不良の際に検疫官に申し出ることや国内滞在中の留意事項について記載した「健康カード」を配布するよう依頼。
(なお、当面の間、クルーズ客船に健康カードが搭載されていない場合には、ターミナル内もしくは船内のサーモグラフィー設置箇所付近において検疫官が健康カードの配布を行う。)

※ 1、2の対応は1月14日から実施。3、4の対応は1月25日から実施。

＜航空機に対する追加の対応＞

- 1 検疫検査場、健康相談室にポスターを掲示し、注意喚起および自己申告の促しを図る。
- 2 健康相談室対応時における武漢市への渡航歴確認を行う。
渡航歴ありの場合においては、当該有症者へ以下①～③の対応を実施する。
 - ① 情報提供（武漢市で原因不明の肺炎事例が発生していること）
 - ② 飛散防止対策（マスク着用を呼びかけ）
 - ③ 早期の病院受診案内（受診時には武漢市への渡航歴（滞在歴）を申告する旨を併せて説明）
- 3 武漢空港からの乗客および乗り継ぎで武漢空港を経由した乗客がいらないか、全便を対象に確認を行う。
- 4 中国（香港、マカオを含む。台湾は除く。以下同じ。）から到着する航空機について、検疫所への申告を促す「機内アナウンス」を行うよう依頼。
- 5 中国から到着する航空機内にて、体調不良の際に検疫官に申し出ることや国内滞在中の留意事項について記載した「健康カード」を配布するよう依頼。
(なお、当面の間、航空機に健康カードが搭載されていない場合には、検疫ブース付近等において検疫官が健康カードの配布を行う。)

※ 1～3の対応は1月14日から実施。4、5は1月24日から実施。

那覇市保健所との確認事項

- 市中の有症者からの問い合わせについて、那覇市保健所として受診先医療機関、移動方法については指定していない。ただし受診前にはマスクの着用と、武漢市への渡航歴の事前申告を行ったうえで受診をする旨を説明（1月28日現在）。
- 那覇市内の医療機関には、症状が疑われるものがいた場合には、医療機関から保健所に報告するよう通達している。
- 今後、設備面等を踏まえ受診先医療機関について指定する予定
- 検疫時において、新型コロナウイルスが疑われ、搬送が必要なものが確認された場合、検疫所は保健所に連絡をし、対応について調整を行う。

基本は保健所、人命にかかる場合には消防署（救急車）による搬送と考える。

指定感染症及び検疫感染症として指定されたことにもなう対応の変化（2月7日施行）

○検疫法（検疫法第2条3号に定める検疫感染症）の措置

質問、診察・検査、消毒等の実施（隔離、停留はできない）

○感染症法（感染症法第6条第8項に定める指定感染症）の措置

患者に対する入院の措置や公費による適切な医療の提供

医師による迅速な届出による患者の把握

患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）